

2006年04月01日制定

2007年04月01日改定

2011年08月01日改定

## 書評・書籍紹介掲載方針

保険学雑誌編集委員会

書評および書籍紹介の掲載方針をここに定める。

### 1. 対象書籍

#### (1) 書評

書評の対象となり得る書籍は、次の全ての条件を満たすものに限る。

- (a) 単著、または、執筆者3名以内の共著であること。
- (b) 著者（共著の場合は、著者全員）が会員であること。
- (c) 保険に関する内容であること。
- (d) 論文集や教科書ではなく、一つの主題を論ずる内容であること。
- (e) 学術価値が認められる書籍であること。

#### (2) 書籍紹介

書評の対象となり得る書籍は、次の全ての条件を満たすものに限る。

- (a) 著者（共著の場合は、著者のうちの1名以上）が会員であること。
- (b) 保険に関する内容であること。
- (c) 学術価値が認められる書籍であること。

### 2. 対象書籍の選考

対象書籍の選考手順は次のとおりとする。

- ① 会員が、書評または書籍紹介の対象とすべき書籍を、刊行から2年以内に編集委員会に推薦する。なお、この推薦は自薦、他薦を問わない。
- ② 上記①の推薦に際しては、当該書籍2冊を編集委員会に寄贈しなければならない。
- ③ 上記①の会員による推薦を受けて、編集委員会が書評または書籍紹介の対象書籍を選書する。

### 3. 書評および書籍紹介の執筆

#### (1) 執筆者の選考および執筆依頼

書評または書籍紹介の執筆者選考および執筆依頼の手順は次のとおりとする。

- ① 編集委員会は、上記2③の選書作業により書評または書籍紹介をすべき対象書籍を選んだ場合は、書評または書籍紹介の執筆者を選考しなければならない。
- ② 編集委員会は、選考した執筆者に、当該書籍を添えて、書評または書籍紹介の原稿執筆を依頼しなければならない。
- ③ 会員が編集委員会から原稿執筆依頼を受けた場合には、特別の事情がない限り、原稿執筆を拒んではならない。

#### (2) 執筆要領

- ① 編集委員会は、書評または書籍紹介の執筆を依頼するにあたり、3か月以内に原稿を提出するよう執筆者に求めなければならない。
- ② 分量は、書評については刷り上がり4頁以内、書籍紹介については刷り上がり2頁以内とする。

#### (3) 執筆謝礼

書評の執筆謝礼は2万円、書籍紹介の執筆謝礼は5千円とする。

#### (4) 著作権

書評および書籍紹介に関する著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）は、保険学雑誌が発行された時点で執筆者から日本保険学会に譲渡される。

ただし、執筆者自身（第三者を除く。）は自由に使用・改変等を行うことができるが、保険学雑誌以外の出版物に転載し、または一部を改変等のうえ公表する場合には、日本保険学会に連絡するとともに、出所を明示しなければならない。

### 4. 適用日

本方針は2005年4月1日以降に刊行された書籍から適用する。